

松山市グリーン電力証書事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市有施設に設置されている太陽光発電システムの発電量をグリーン電力証書にまとめ、その購入を希望する者に販売する事業を実施することにより、本市域における太陽光発電の更なる普及、地球温暖化防止、地球環境の維持・改善等に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「環境価値」とは、温室効果ガスを排出しない太陽光発電システムによる発電の環境負荷の低減効果をいう。

2 この要綱において「グリーン電力」とは、市有施設に設置されている太陽光発電システムによって発電された電力をいう。

3 この要綱において「グリーン電力証書」とは、一般財団法人日本品質保証機構（次条において「保証機構」という。）によって認証されたグリーン電力量を証明する書面をいう。

(グリーン電力証書の発行)

第3条 グリーン電力証書は、保証機構による発電電力量認証に基づき、市長が発行する。

(グリーン電力証書の購入申込み)

第4条 グリーン電力証書の購入を希望する者（以下「購入者」という。）は、グリーン電力証書購入申込書（別記様式。以下「申込書」という。）により、市長に対し申込みをしなければならない。ただし、市税を滞納している者は、当該申込みをすることができない。

(グリーン電力証書の記載事項)

第5条 グリーン電力証書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 証書発行者名
- (2) 証書番号
- (3) 発電方法
- (4) 発電設備名称

- (5) 発電設備認定番号
 - (6) 売買対象となる環境価値量
 - (7) 当該環境価値量の創出期間
 - (8) 電力量認証番号
 - (9) その他特記事項
- (代金及び支払)

第6条 グリーン電力証書の代金は、売買対象となる環境価値量に、次の各号に掲げる環境価値量（購入者が既にこの要綱によるグリーン電力証書を購入している場合にあつては、当該グリーン電力証書に記載された環境価値量に、今回売買対象となる環境価値量を加えた量）の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額とする。

- (1) 10,000キロワット時以下である場合 1キロワット時当たり15円
- (2) 10,000キロワット時を超え100,000キロワット時以下である場合 1キロワット時当たり10円
- (3) 100,000キロワット時を超える場合 1キロワット時当たり10円を超えない範囲内において市長が定める額

2 購入者は、グリーン電力証書の譲渡契約締結後市長の請求に基づき、請求の日から起算して20日以内にグリーン電力証書の代金を支払わなければならない。

(所有権移転の時期)

第7条 グリーン電力証書の所有権は、市がグリーン電力証書代金を全額受領し、グリーン電力証書を購入者に引き渡したときに、第5条第6号に掲げる環境価値とともに移転するものとする。

2 市長は、前項の規定により環境価値の所有権を移転したときは、その内容を公表するものとする。

(グリーン電力証書の代金の使途)

第8条 市長は、グリーン電力証書を販売することによって得られる利益を、本市域における太陽光発電システムの普及に充てるものとする。

(グリーン電力証書の譲渡の禁止)

第9条 購入者は、申込書に記載したグリーン電力証書の活用方法を厳守し、購入したグリーン電力証書を第三者に譲渡してはならない。

(グリーン電力証書の活用)

第10条 購入者は、環境改善への取組を紹介するために、パンフレット、名刺、その他一般的な印刷物、製品等にグリーン電力証書を購入したことを表示することができるものとする。

2 前項の規定による表示は、購入者に関する広報・宣伝等に限ることとする。この場合において、購入者は、当該グリーン電力証書の活用方法に関する説明及び購入したグリーン電力証書の環境価値量の明示に努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年5月9日要綱第64号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年9月21日要綱第87号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年7月10日要綱第81号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

グリーン電力証書購入申込書

（宛先）松山市長

申込者 住所 _____

ふりがな

氏名又は団体名
及び代表者氏名 _____ 印

松山市グリーン電力証書事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおりグリーン電力証書の購入を申し込みます。

記

1. 活用方法	
2. グリーン電力の活用期間	
3. 活用先の推定使用電力量	キロワット時
4. 購入される環境価値量	キロワット時
5. 購入金額 ※1	円
6. 活用先の推定使用電力量に占める環境価値量の割合	% (4. 購入される環境価値量 ÷ 3. 活用先の推定使用電力量 × 100)
7. 製品等へのグリーンエネルギーマークの使用有無 ※2	有 ・ 無
8. 発電所の希望 ※3	有 ・ 無
9. 添付書類	①グリーン電力活用方法に関する事業内容が分かる企画書等 (販売先審査時の判断材料となります。) ②活用先の推定使用電力量の算出根拠を示した書類
右記事項確認の上、誓約及び承諾する場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	<input type="checkbox"/> 松山市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 松山市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> 活用方法を遵守し、購入したグリーン電力証書を第三者に譲渡しません。

本市ホームページ等への掲載について	可 ・ 不可
-------------------	--------

担当者連絡先	所属 氏名 住所 電話 E-mail
--------	--------------------------------

※1 単価表

区分	購入電力量	単価（1 kWhあたり）
1	100kWh～10,000kWh	15円
2	10,100kWh～100,000kWh	10円
3	100,100kWh～	8円

販売単位100kWh 累積購入電力量によって単価を設定

（例）累積購入量 9,900kWh 今回申込量 600kWhの場合

区分1（100kWh～10,000kWh） 100kWh × 15円 = 1,500円

区分2（10,100kWh～100,000kWh） 500kWh × 10円 = 5,000円

合計6,500円 …購入金額

※2 グリーンエネルギーマーク使用について

- ・製品製造等に活用する場合に限りです。
- ・初めて使用申請する場合は、別途松山市との契約が必要となります。

※3 発電所の希望について

- ・小中学校発電所等の指定が可能です。
- ・在庫量等の関係から、希望する場合は、別途御相談ください。